

国土形成計画と中部圏開発整備計画について

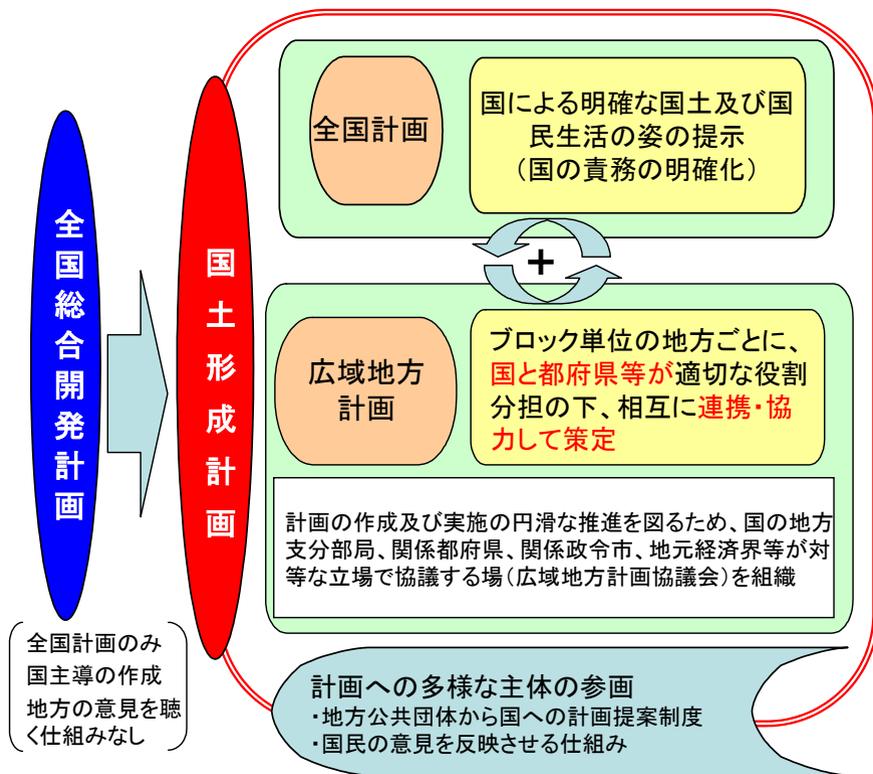
1. 「国土計画制度の改革」のポイント
2. 新たな国土形成計画制度の枠組み
3. 国土形成計画の策定のスケジュール(予定)
4. 広域地方計画区域について
5. 中部圏開発整備法のしくみ
6. 国土形成計画と中部圏開発整備計画

「国土計画制度の改革」のポイント

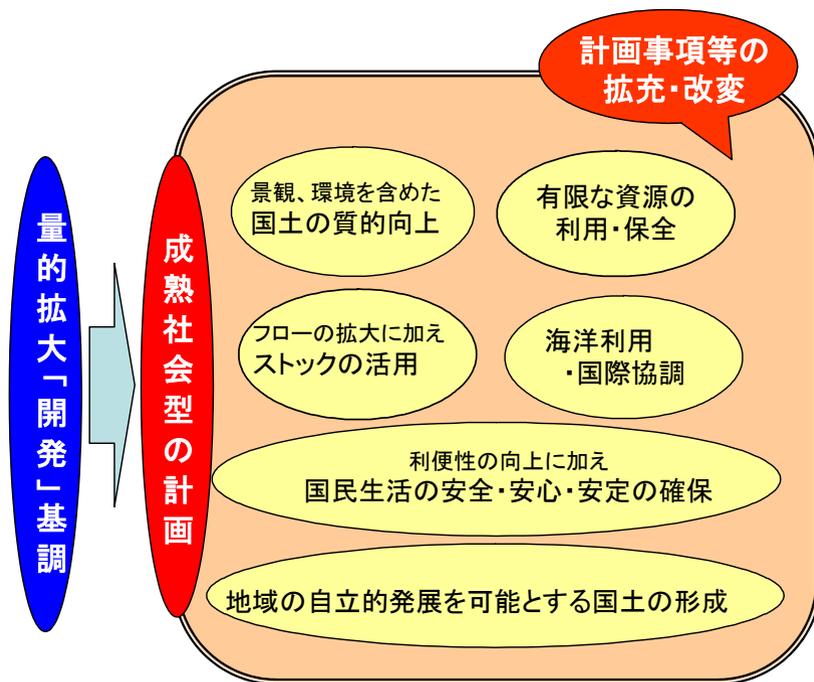
総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(国土形成計画法)

※平成17年7月29日公布、12月22日施行

国と地方の協働によるビジョンづくり



開発中心からの転換



※この他、国土利用計画との一体作成、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民に分かりやすい国土計画に再構築する。

新たな国土形成計画の枠組み

全国計画

総合的な国土の形成に関する施策の指針
(府省横断的な計画)

【計画の内容】

- ・国土の形成に関する基本的な方針
- ・国土の形成に関する目標
- ・全国的な見地から必要とされる基本的な施策
(個別事業名は原則として記述しない)

国土交通大臣が案を作成

国土審議会の
調査審議

都道府県・政令市
からの意見聴取

パブリックコメント

閣議決定

都道府県・政令市から計画作成・変更提案

基本とする

広域地方計画

2以上の都府県の区域で政令で定める区域

広域地方計画区域における国土形成の計画

【計画の内容】

- ・当該区域の国土の形成に関する方針
- ・当該区域の国土の形成に関する目標
- ・広域の見地から必要とされる主要な施策
(個別事業名を含む)

国の地方
支分部局

関係都府県

広域地方計画協議会
対等な立場で協議

関係政令市

地元経済界等

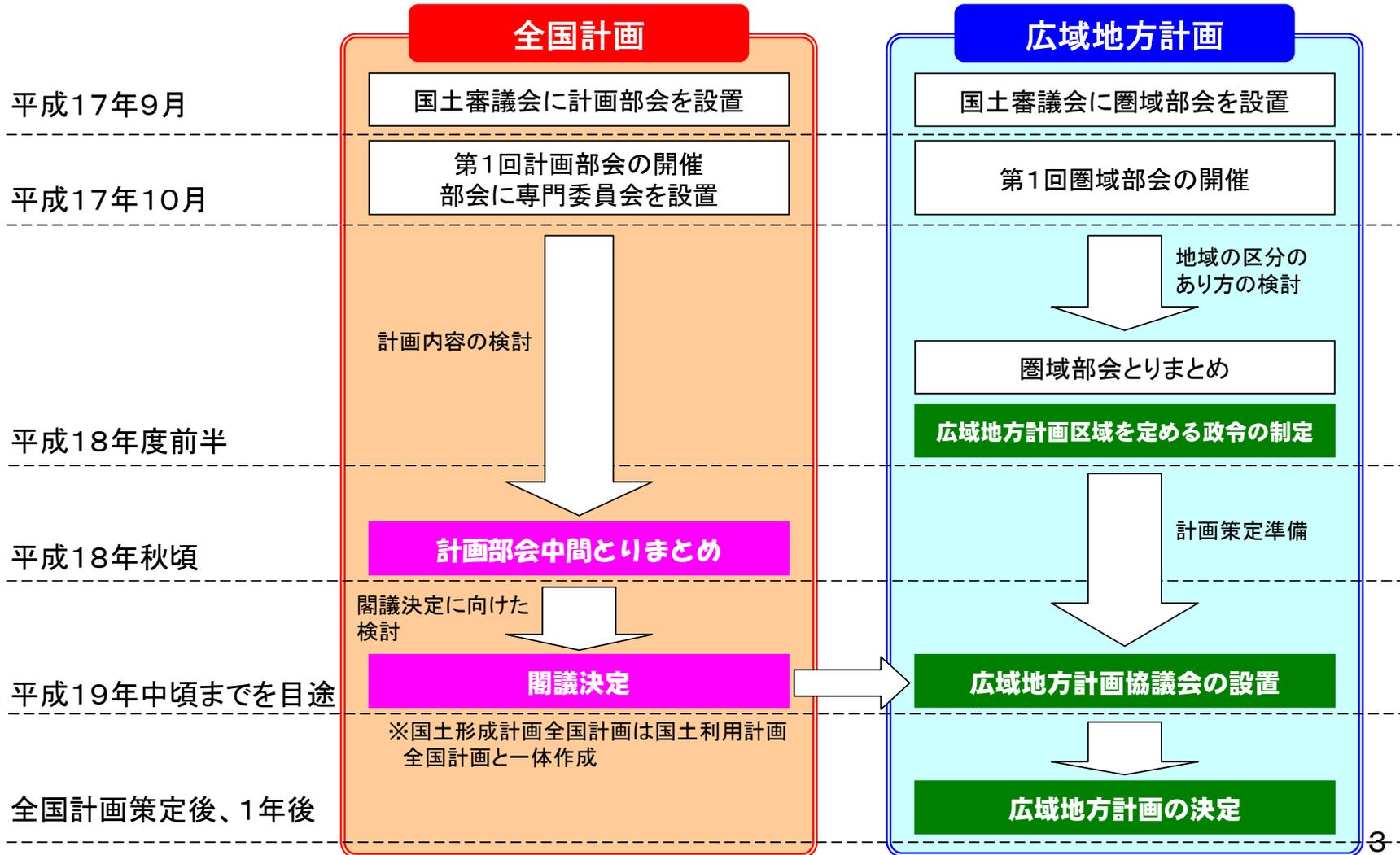
学識経験者
からの意見聴取

パブリック
コメント

国土交通大臣が決定

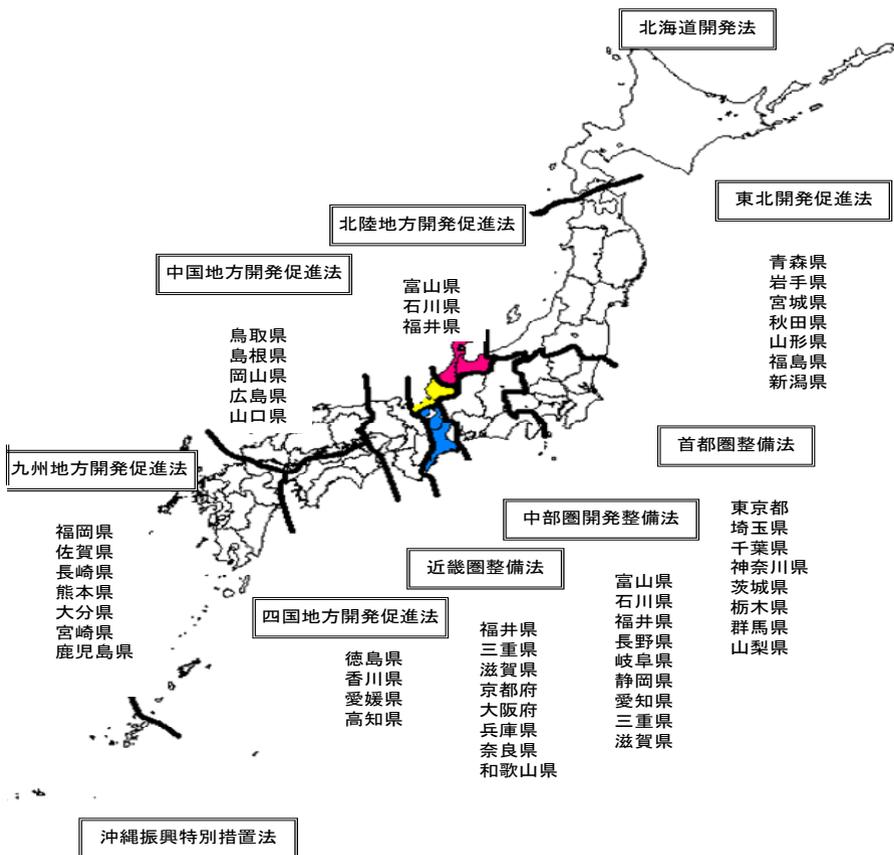
市町村から計画作成・変更提案(都府県経由)

国土形成計画の策定スケジュール(予定)



広域地方計画区域について

これまでのブロック計画の計画圏域



※福井県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
 ※富山県、石川県は中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
 ※三重県、滋賀県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法の計画圏域に重複

広域地方計画区域設定の考え方

自然、経済、社会、文化等において
密接な関係が相当程度認められる区域

二以上の都府県の区域
(都府県の区域は分割しない)

一体として総合的な国土の形成を
推進する必要がある区域

北海道及び沖縄県を除く45都府県を
重複なく、隙間なく、多くとも10程度の
区域に大括りに区分

- 広域地方計画協議会には、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体、地元経済界その他密接な関係を有する者を加えることができる。
- 計画内容は、広域地方計画区域における国土の形成に関する①方針、②目標、③広域の見地から必要とされる主要な施策(特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む)を定める。

中部圏開発整備法のしくみ

中部圏開発整備法 (S41制定)

中部圏開発整備計画

(S43から4度策定, 現行計画H12~概ね15年)

政策区域制度

都市整備区域

産業開発の程度が高く、都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備する必要がある地域

〔名古屋市を中核とし、その周辺からなるおおむね40kmの範囲〕

都市開発区域

工業等の産業都市その他当該地域の中心地的な都市として開発する必要がある都市を有する地域

〔富山・高岡区域等13区域〕

保全区域

優れた自然景観を有し、観光等に供するために観光資源等を計画的に保全等の地域

〔中部山岳区域等18区域〕

建設計画

(S44から6度策定, 現行計画H13~H17)

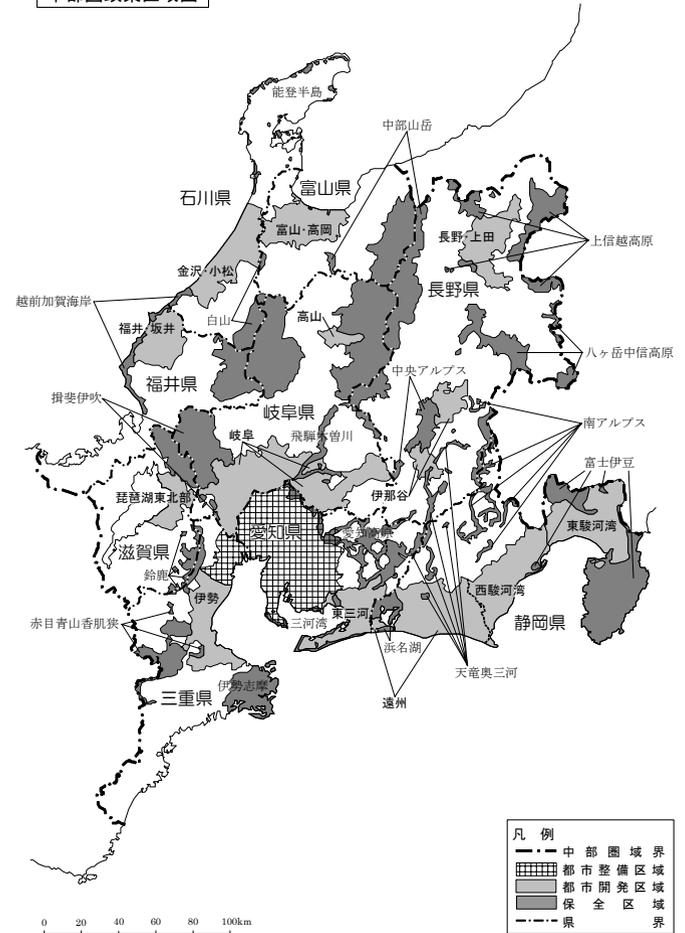
保全整備計画

(S48から2度策定, 現行計画S57~)

都市整備区域及び都市開発区域に対する優遇措置

- ・財特法による財政上の特別措置
- ・固定資産税、不動産取得税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補填措置
- ・特定の事業用資産の買換えの特例 等

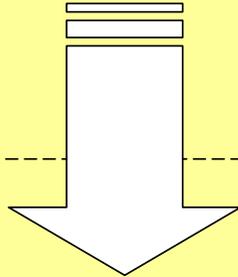
中部圏政策区域図



※「ゴシック体」は都市開発区域の名称であり、「明朝体」は保全区域の名称である。

国土形成計画と中部圏開発整備計画

国土形成計画



国土形成計画【全国計画】 (H19中頃策定、計画期間10～15年)

- ・ 閣議決定
- ・ 総合的な国土の形成に関する施策の指針
(府省横断的)

国土形成計画【広域地方計画】 (H20中頃策定)

- ・ 広域地方協議会で協議
- ・ 国土交通大臣が決定
- ・ 総合的な国土の形成に関する施策の指針
(府省横断的)

中部圏開発整備計画

中部圏開発整備計画 (H12年～ 計画期間概ね15年)

建設計画 ※本部会で審議 (H18年度～ 計画期間概ね5年)

大都市圏整備制度の抜本見直し ※本部会で審議

- ・ 3部会横断専門委員会において検討
(H20.1の法案提出を目指し、H18秋に方向性を打ち出す)
 - ・ 上記の見直しに伴い、中部圏開発整備計画、建設計画は
期間途中での変更がありえる
- 【検討内容】
- ・ これまでの大都市圏施策のフォローアップ・評価
 - ・ 国土形成計画と大都市圏計画の関係整理
 - ・ 新たな大都市圏制度の検討

新たな大都市圏制度の法制化

平成18年

平成19年

平成20年